

徳島県社会福祉審議会委員の公募について

「徳島県社会福祉審議会」(以下「審議会」という。)は、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、本県における社会福祉に関する事項を調査審議するために設置された機関です。

今回、より幅広く県民の意見を反映した社会福祉行政を推進することを目的として、審議会の一部の委員を県民の皆様から募集します。

社会福祉審議会の概要

当審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、または関係行政庁に意見を具申することを目的として設置されています。

会内には、専門分科会として、民生委員審査専門分科会、老人福祉専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、地域福祉推進専門分科会を設置しています。

また、審査部会として、身体障害者福祉専門分科会審査部会、母子福祉資金審査部会、児童相談所審査部会、認定こども園等審査部会を設置しています。

1 募集人員

2名程度

2 任期

任命の日から3年間

3 応募資格

徳島県内に居住する満18歳以上(令和6年4月1日現在)で、平日開催される審議会に出席できる方。

なお、次に掲げる方は除く。

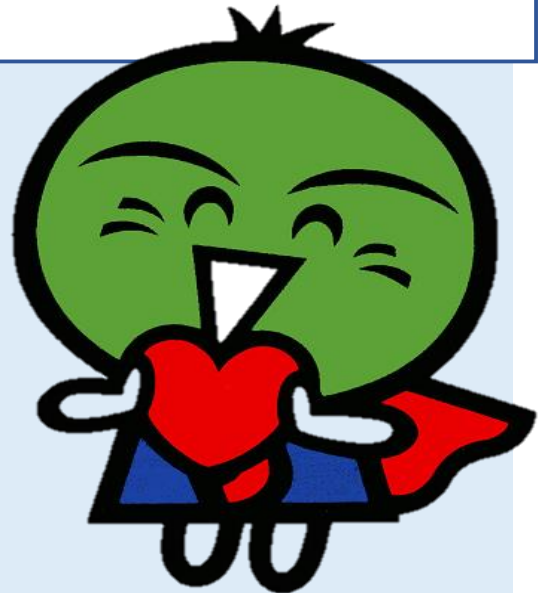
- (1) 国又は地方公共団体の議員
- (2) 常勤の公務員

4 応募方法

(1) 次の事項を明記した応募用紙

住所、氏名、職業、生年月日、年齢、性別、連絡先(電話番号、電子メールアドレスなど)、応募の動機、主な経歴(国、県、市町村の委員の経歴、その他の活動の経験等)

(2) 小論文(800字程度)



「テーマ: これからの社会福祉に求められることについて」

以上の2点を、郵送、持参又は電子メール等によりお送りください。

なお、御提出いただいた応募書類はお返しできませんので、あらかじめ御了承ください。

5 応募・お問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部保健福祉政策課 総務・援護担当

電話: 088-621-2172 ファクシミリ: 088-621-2839

電子メール: hokenfukushiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

6 募集期間

令和6年4月15日(月)から令和6年5月14日(火)まで

7 選考方法等

書類選考により委員を決定します。

なお、選考結果については応募者全員に通知します。

8 その他

会議に出席いただいた時には、徳島県の規定に基づき、謝金及び交通費をお支払いします。

なお、以上の情報は、徳島県のホームページでもご覧になれます。